

令和6年安曇野市議会 3月定例会 追加提案説明書

— 目次 —

報告第 1 号	1
議案第 43 号	2
議案第 44 号	3
議案第 45 号	4
議案第 46 号	5
議案第 47 号	6
議案第 48 号	7
議案第 49 号	8

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関すること）

安曇野市堀金烏川 5147 番地 1 先における公用車事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 2 月 22 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 5 年 8 月 29 日、職員運転の公用車が、市道堀金 1223 号線を北から南へ向かって走行中、市道堀金 1232 号線を東から西へ向かう相手車両と交差点で衝突したものです。

3 和解の内容

本事故の原因は、交差点を通過する際の双方の安全確認不足であり、両者に過失が認められるため、安曇野市の過失を 60%とし、損害の解決金として 379,258 円を賠償するものとして、令和 6 年 2 月 22 日示談が成立いたしました。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

また、示談までに時間を要した理由については、相手方車両の修理内容の一部で相手方と自動車メーカーの間で合意が難航し、損害額の決定までに時間を要したことによるものです。

説明は、以上です。

議案第 43 号

安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

今回の改正は、基準政令が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、補償基礎額が改正されることから所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、第 5 条において、各補償の計算の基礎となる補償基礎額を 9,100 円に改めるとともに、階級、勤務年数ごとに補償基礎額を定める別表を改めるものです。

今回の改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

また、本改正の施行日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る損害補償及び傷病補償年金については、なお従前の例によるものとします。

説明は、以上です。

議案第 44 号

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 5 年 6 月 9 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、所要の改正を行うものです。

情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供を行う事務及び特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）別表第 2 に規定されており、本市においては、特定個人情報の独自利用事務を条例で定める中で、当該別表の規定を引用しておりました。

今回の改正は、今般の番号法の改正により当該別表が削られたことから、改正後の番号法の表記にならない本条例の用語を改正するものです。

本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 45 号

安曇野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 45 号から議案第 48 号まで 4 件の条例改正案については、いずれも国の介護報酬改定等に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）等が公布され、これに伴い本市が指定する介護保険サービス事業所の基準を定めた条例を改正するものです。

本条例改正は、居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所の人員や運営に関する基準を改正するものです。

改正の概要について説明します。

第 6 条第 3 項は、利用者に対する重要事項説明の一部について、これまでの義務規定とされていたものを努力義務に緩和する改正です。

第 14 条第 3 号、第 4 号については、身体拘束に関する規定を加え、以降の号を繰り下げるものです。

同条第 17 号では、利用者の状況等の把握について従来の居宅訪問による面接に加え、テレビ電話装置等を活用した面接ができる規定を加えるものです。

同条第 32 号では、令和 6 年 4 月から指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援の業務が実施できることから、その適切な実施に配慮することを義務付ける規定を加えるものです。

第 23 条第 3 項は、重要事項をウェブサイトに掲載することを事業者には義務付ける規定を加えるものです。

第 30 条第 2 項第 3 号については、事業者が備えなければならない記録に身体的拘束等の状況等を加えるものです。

そのほか、表現等を修正するものです。

本改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 46 号

安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本条例改正は、議案第 45 条と同様に改正後の厚生労働省令等に基づき、市が指定する比較的小規模なデイサービスやグループホームなどの地域密着型サービスの人員や運営に関する基準を改正するものです。

改正の概要について説明します。

第 6 条第 5 項は、令和 6 年 3 月でサービスが終了する指定介護療養型医療施設について記載している第 11 号を削り、以下の号を繰り上げるものです。

第 24 条第 8 号及び第 9 号は、新たに身体拘束に関する規定を加え、以下の号を繰り下げるものです。

第 34 条第 3 項は、事業者が重要事項をウェブサイトに掲載することを新たに義務付ける規定を加えるものです。

第 42 条第 5 号は、事業者が備えなければならない記録に身体的拘束等の状況等を加え、以下の号を繰り下げるものです。

第 51 条、第 58 条、第 59 条の 9、第 59 条の 19、第 59 条の 32、第 59 条の 39、第 70 条、第 79 条、第 92 条及び第 197 条は、それぞれの条項で規定するサービスの種類ごとに身体拘束に関する規定と記録の整備等の規定を加え、以降の号を繰り下げるものです。

第 82 条第 6 項は、表の中欄から、サービスが終了する指定介護療養型医療施設の記載を削るものです。

第 106 条の 2 は、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置と定期的開催について義務化する規定を加えるものです。

第 125 条第 2 項は、協力医療機関を定めるにあたっての要件を加えるものです。

第 130 条第 11 項は、人員の緩和基準を加えるものです。

第 147 条第 2 項は、協力医療機関を定めるにあたっての要件を加えるものです。

第 165 条の 2 第 2 項及び第 172 条は、協力医療機関及び緊急時の対応についての規定を加えるものです。

第 187 条第 5 項は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者に研修の受講を努力義務とするものです。

そのほか、表現等を修正するものです。

本改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 47 号

安曇野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本条例改正は、改正後の厚生労働省令等に基づき、地域密着型サービスのうち、介護度の低い要支援者が利用する介護予防を目的としたサービスに従事する人員や運営に関する基準を改正するものです。

改正の概要について説明します。

第 9 条第 2 項は、令和 6 年 3 月でサービスが終了する指定介護療養型医療施設についても、事業代表者の勤務年数を引き続き経験年数として扱えることを規定するものです。

第 32 条第 3 項は、重要事項をウェブサイトに掲載することを事業者に義務付けることを加えるものです。

第 40 条及び第 42 条は、身体拘束に関する記録の整備等の規定を加え、以降の号を繰り下げるものです。

第 44 条第 6 項の表中、中欄からサービスが終了する指定介護療養型医療施設の記載を削るものです。

第 45 条は、事業所の管理者が兼務できる職務を緩和する内容に改正するものです。

第 53 条は、利用者の身体的拘束等の適正化を図るための措置を加えるものです。

第 63 条の 2 は、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置と定期的開催を義務化する規定を加えるものです。

第 83 条は、協力医療機関を定めるあたりその要件について加えるものです。

そのほか、表現等を修正するものです。

本改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 48 号

安曇野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本条例改正は、改正後の厚生労働省令等に基づき、介護予防サービス計画を作成する介護予防支援事業所の人員や運営に関する基準及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正するものです。

改正の概要について説明します。

第 4 条第 2 項は、令和 6 年 4 月の介護保険法の改正により指定介護予防支援の提供にあたる事業者に「指定居宅介護支援事業所」を加えたため、従業者の員数についての規定を加えるものです。

第 5 条第 3 項及び第 4 項は、指定介護予防支援事業所に配置する管理者について、明確化するものです。

第 12 条第 2 項及び第 3 項は、指定介護予防支援の提供にあたり、通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問した場合の交通費の支払いに関する規定を加えるものです。

第 14 条第 1 項第 1 号は、本議会初日に提案した議案第 7 号の条例改正と整合を図るため、地域包括支援センター運営協議会の機能を、介護保険等運営協議会が担う改正をするものです。

第 23 条第 3 項は、重要事項をウェブサイトに掲載することを事業者が義務付けることを加えるものです。

第 30 条第 2 項及び第 32 条については、身体拘束に関する記録の整備等の規定を加え、以降の号を繰り下げるものです。

第 32 条第 19 号は、利用者の状況等の把握について、従来の居宅訪問による面接に加え、テレビ電話装置等を活用した面接ができる規定を加えるものです。

そのほか、表現等を修正するものです。

本改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 49 号

令和 5 年度（債務負担行為）堀金学校給食センター設備更新事業厨房機器等更新工事変更請負契約について

令和 5 年 9 月 22 日に議決を得た令和 5 年度（債務負担行為）堀金学校給食センター設備更新事業厨房機器等更新工事請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度（債務負担行為）堀金学校給食センター設備更新事業 厨房機器等更新工事
- 2 契約金額 変更前 339,570,000円
変更後 461,450,000円
- 3 契約の相手方 長野県安曇野市穂高 1054 番地 4
吉川・丸山硝子特定建設工事共同企業体
代表 吉川建設株式会社 あづみ野営業所
所長 かすが たかてる 春日 崇輝

なお、変更の主な理由は、メンテナンス契約業者の定期点検結果から空調設備の更新が必要であるとの指摘を受け、今回の厨房機器更新工事と一体実施することにより工事費の削減と工事期間の短縮を図るため、空調設備の更新工事を追加して実施することとしたものです。

説明は、以上です。